

## 第4回JEAC4111改定基本方針検討タスク 議事録

1. 日時：平成29年6月27日（火）13時15分～16時25分
2. 場所：（一社）日本電気協会 4階 B会議室
3. 出席者：（敬称略，順不同）  
出席委員：渡邊<sup>邦</sup>主査(原子力安全推進協会)，鈴木副主査(中部電力)，秋吉(関西電力)，  
石田(中部電力)，西谷(関西電力)，竹添(九州電力)，首藤(電源開発)，  
計 7名  
代理委員：奈良(北海道電力・島津代理)，松山(三菱重工業・浅田代理)，  
小林(原子燃料工業・土内代理)  
計 3名  
(小計10名)  
欠席委員：米山(東京電力HD)  
計 1名  
オブザーバ：小坂(原子力規制庁)，渡邊<sup>雅</sup>(原子力規制庁)，辰巳(北陸電力)，  
若山(日本原燃)，齋藤(原子力安全推進協会)  
計 5名  
事務局：国則，小林(信)（日本電気協会）  
計 2名  
(出席者合計17名)

### 4. 配付資料

- 資料No. 1 第3回JEAC4111改定基本方針検討タスク議事録（案）  
資料No. 2-1 NRAからの要求事項の例20項目の対応  
資料No. 2-2 許可・指定基準への品質管理に必要な体制の整備に関する事項の追加等に  
係る検討について  
資料No. 3 技術基準骨子案提示をうけて，JEAC4111次期改定に向けた進め方

### 5. 議事

#### (1) 代理者，オブザーバの紹介

事務局から代理者，オブザーバの紹介があり，主査により承認された。

#### (2) 議題・配付資料の確認

主査から本日の議題・配付資料の説明があった。

#### (3) 前回議事録の確認

主査から，資料No. 1に基づいて，第3回JEAC4111改定基本方針検討タスク議事録（案）について説明があり，内容を確認した後承認された。

#### (4) 技術基準改正について

原子力規制庁より，技術基準改正に関する全体的な話があった。

<作業概要とスケジュール感>

- ・事業者の変更作業が伴ってくるので，なるべく早く内容を条文の形で見せられるようにしたい。遅くとも年度末にはすべてが公開できるくらいのスケジュール感を考えている。
- ・今後の検討の中で解釈でも良いというものが出てくるかもしれないし，20項目以外でも現状の記載でわかりにくいとか誤解を招きそうな部分の修正や解釈での対応は考えている。基本的には要求事項が20項目から増えることはないと考えている。GSR Part2の

制定内容に沿って記載や要求を変えていく。

- ・用語はJISを中心にした定義をできる限り使いたい。少なくとも解釈はJISと同じ用語を使って書くようにする。本文もなるべくわかりやすい用語を使っていく。

#### <民間規格と技術基準>

- ・基本的には民間規格を使えばそれに越したことはないが、今の技術基準もJEAC4111も性能要求のレベルなので、具体的な仕様要求の部分は民間に任せたい。
- ・なるべく細かいところには触れないようにして大きなQMSの要求だけを書こうとしているが、新検査制度等を考えると規制側としてやって欲しい項目を含めたいので性能要求を超える部分もある。

Q：ROP自体がパフォーマンスベースの要求だが、QA要求はプロセスに対する要求であり、両方を満たすことになる、ある意味でコンフリクトが生じる。プロセスを見る見方、QAを見る視点が変わってくると思うが？

A（規制庁）：NRCはパフォーマンスベースと言いつつ単に結果だけ見ているわけではない。総合評価のところでは、結果としての重要度を評価するというのでパフォーマンスベースの考え方が活かされているが、検査の指摘事項を見ると彼らは当然プロセスを見ている。ROP自体はプロセスを見る検査である。事業者の活動を日夜ずっと見ていて、不具合があればその段階で指摘できる監視型の検査で、かつ最後は出てきた結果がどのレベルなのかを評価するのがROPである。

#### (5) NRAからの要求事項20項目の対応

資料No. 2-1および2-2に基づいて、NRAからの要求事項20項目の反映検討事項について原子力規制庁（オブザーバー）より説明があり、質疑応答を行った。

##### <(1) 基本安全目的の反映>

- ・安全目的として記載されていることをどこかで謳っておかないと、基本的なところがぶれる恐れがあるので記載した。現状の規則では「目的」という項目がないので、とりあえず第九条にいたがまだ検討の余地がある。
- ・GSR Part2 4.9は安全目標をきちんと考慮するという事なので、包含されると考え記載した。いままでのJEAC4111の立ち位置と変わるものではないが、明確にしようということ。

##### <(2) リスクを考慮した等級扱いの明確化>

- ・技術基準に入っていないので追加する。第三条のQMSの要求事項や計画、第十二条の部分が関連する。確率論的なものが入るので、グレードの考え方が変わってくる。重要度がクラス1クラス2のような決定論的なものだけでは足りなくなる。今までと違う新しい視点を入れなければならない。
- ・ベースとするものがPRAだとすると新規に検討しなければならない。具体的に「リスク」とか「PRA」という文言が入ってくる。QMSは同じだが、グレードに応じて対応内容はそれぞれ違う。

C：付随する潜在リスクに基づくグレード分けは入ってくる。

C（規制庁）：個々の適用はそれぞれの分野で標準を作って対応するということが必要である。

- ・決定論だけでやってきたが、これからは使えるものは何でも使ってリスクをしっかりと評価しながらやっていこうということ。
- ・ただし、PRAがすべてのプラントですぐにできる訳ではないので、できた所から導入することになると思う。また、実用炉だけでなくサイクルとか加工施設にも関わってくるので、施設によってはPRAを導入せず決定論で行うことも考えられる。

### <(3) 経営責任者及びすべての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加>

・現行の規則では「プロセス責任者」という表現だが「すべての階層の管理者」にあえて戻した。リーダーシップの記載は強化した。

・パーソナルアカウンタビリティとは、管理職のみならず職員一人一人が自ら積極的に責任を果たしていくという意識を植え付けるということである。

Q：パーソナルアカウンタビリティは一般的には安全文化の範疇で扱われる。「説明責任を受け入れることを認めさせる」とあるが、どうやるのか？ リーダーシップはQMSで検証可能なものと安全文化としてとらえるものとどちらで考えたらよいか。両方か？

A（規制庁）：規則としてはGSRに則って考えている。マネジメントとしてやらなければならないところはその見方をする。

Q：今、会社で実際にQMSを適用しているが、プロセス責任者は非常に重要な任務を持っている。これはプロセス責任者をなくしても構わないということか？

A（規制庁）：DSでは、プロセス責任者となっていたが、GSRでは全ての階層の管理者に変更になったので、プロセス責任者制度よりも管理者にした方が遣りやすいと考えたので、GSRに合わせることにした。しかし、既にプロセス責任者制度が定着して、しっかりプロセスを管理してもらえればそれで良い。

・ライン組織の業務としてのプロセスもあるが、そうでない横断的なプロセスもある。その場合にきちんとプロセス責任者を決めて、明確な責務として遂行するという意図がある。結果的にはどちらでもいいということになる。

C：9章ではなく5章に含める必要があるかもしれない。業務プロセス的なものもあれば設計管理プロセス、調達管理プロセスなど各種がある。

C：「プロセス責任者」としてしまうと、ラインとしての管理者の方が対応できなくなるので、広い意味で「すべての階層の責任者」と書いた方が包含できるかもしれない。

C：「各階層の責任者」とすると展開するときに迷ってしまう。「こういうことができる責任者」というような置き換えが必要ではないか。言葉が独り歩きしないように「責任者」を修飾する形で要件を書き加えるのが良い。それは解釈側で補うことになる。

C（規制庁）：「プロセス責任者」を本文に出した時に、それが要求事項になって大丈夫か心配だ。実態とかけ離れることはないか。

C：上司・部下の関係のようにリーダーシップの階層構造がある。

C：プロジェクトマネージメント的な要素は、普通の発電所のような組織ではなじみが薄い。普段の活動は職制で行われる方がやりやすい。

C：マネージャが人・物・金を握っており、マネージメントが責任を負ってくださいというのが基本だ。そこに加えて横断的な活動がある。正確に理解されるように書けばよい。

C：良い結果を出すためのマネージメントに対するリーダーシップはもちろんだが、今回は、結果から安全文化を強化するためのリーダーシップを意図している。両方必要だ。

C（規制庁）：少し迷ってはいるが、言葉は「すべての階層の管理者」にしておいた方が良いと思う。

### <(4) 法令遵守及び規制要件の反映の明確化>

・JEAC4111では既に対応済みの内容である。（要求事項の整合性上入れた）

### <(5) 経営責任者の安全文化醸成活動の明確化>

・安全文化についてDS456で書いていなかった部分を追加的に書く。要件12, 3.1(d), 5.1の3件を関連条文（第三, 八, 十, 十五, 十九条）に追加していく。

Q：安全文化醸成活動をQMSとしてきちんと取り組む部分とQMSだけでは取り扱えない部分がある。そのあたりをどう考えるか？

A（規制庁）：GSRとしてはQMSの中にそれを取り込んでいるが、一緒に取扱いをするのは難しいので別々のガイドになっている。ただ醸成活動として取り込まなければならない

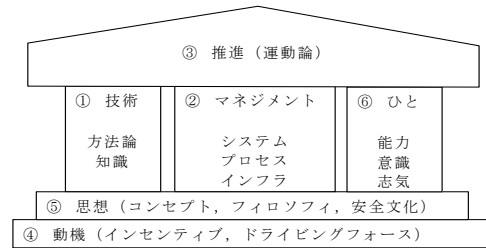
いことはマネジメント側の話だが、その結果としてどうなのかという安全文化の評価は別に見ていく必要がある。

- Q：GSR Part2では「システムの評価改善」と「安全文化の評価改善」を分けて書いている。現行の技術基準の第8章は安全文化の評価改善を具体的に書いていない。その辺をどうするのか？
- A（規制庁）：見方は2つ、「マネジメントとしての見方」と「安全文化としての見方」の両面から見るようにする。規則に取り込むときはGSRの直訳的な表現ではなく、わかりやすい別の書き方にする。
- C：「安全文化」というより「安全文化醸成活動」ということならプロセスに織り込んで、PDCAを回してマネージャが取り組む。
- C（規制庁）：その結果の評価の段階では、安全文化的な評価をしたうえで、マネジメントレビューにインプットする。醸成活動としてのPDCAであり、最後のAの段階で安全文化的な評価をやって、次の活動のPに反映しなければならない。専門家を入れて評価するなどの工夫が必要になる。
- C：我々がいままで検討してきたこととそれほど変わらないかもしれない。
- C：4、8章のQMSについての独立アセス・自己アセスと安全文化に対する独立アセスのよう同じアセスメントでも分けて書いてある。
- C（規制庁）：GSR Part2を作る過程で安全のためのリーダーシップとか安全のためのマネジメントとか安全のための文化を前面に出した。そうするとアセスメントもおのずと分かれてくるが、一方でダブってくる部分がある。この中でマネジメント部分として具体的にやらないとできないアセスメントがある。安全のための文化も残っている。
- ・安全文化がベースにあって、それに対してマネジメントをどう評価していくかという話なので、リーダーシップやマネジメントのアセスメントが重点展開されている。安全文化とそれに対するものは分けなければならぬ。
- C：JEAG4121にもそのように書かれている。
- C（規制庁）：安全文化を別に記載すると座りが悪いので、PDCAの流れの中に安全文化の醸成活動を差し込んだ構造にしている。評価の中で、安全文化的な評価も一緒にやってマネジメントレビューに入れ込んでいる。今の活動と大きくは変わっていない。JEAC4111の範囲外だが中に入れたとしても保安規定で要求されている活動とそんなにずれない。
- C：醸成活動ということなら違和感がない。
- 「安全文化の醸成活動を促進すること」を明確に定めるということなので、今までの活動と変わらない。
- C：システム側に寄せてしまって、いわゆるQMS発想で安全文化を見るのは間違っているので、そこは注意が必要だ。

#### <(6)技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取組みの明確化>

- ・この内容はJEAC4111にはすでに記載されているが、GSR Part2の目玉でもあり、技術基準にはないので今回入れた。
- C：哲学・方法・力量の3つのITOがあり、これらの観点でレビューを行っている。IAEAの中でも、ITOをシステミックな取組みと結びつけることに疑問を持つ人もいる状況だが、IAEAは結果として結びつけたので、苦労して「全体的な体系的なアプローチ」と訳した。何をしたらいいかのイメージが結びつかない。
- C（規制庁）：イメージとしては、飯塚先生が説明された図（下図）をイメージしている。

C：最低限必要なのは、欧米の概念の解釈よりも技術基準側と我々で共通のイメージを持つことだ。安全文化組織風土を基礎として、「人」と「技術」と「仕組み」を充実させることによって良い製品ができる。



C (規制庁)：

- ・「IT0」イコール「システミックアプローチ」と言っているが、IAEAのシステミックアプローチのガイドは若干違う。

C：IT0は昔からあるが、福島事故が起きた後にIT0を使って分析がなされた事実がある。IAEAの事務局長報告の中で「思いこみ」のような要因があると潜在的なリスクに気づくことができないと言われている。

C：安全文化の評価ガイドにIT0が個別に入りこんでいるが、IT0という哲学を前段におけばその必要はない。飯塚先生の図をベースに推進するんだというアプローチは誰にでもわかりやすい。

C (規制庁)：要求は変わらないが、解釈の幅が広がるかもしれない。

C：設計、製造、検査、保守、運転、技術の各部門の総合の関係性が非常に大切で、みんなが集まってレビューする重要な関係性に力点を置く取り組みやすいのではないか。

C (規制庁)：関係性が大切というより、アウトカムがある水準に達成するようにするための関係性であって、目的とするのはアウトカムではないか。

- ・我々が規則の中で書けるのはこの程度で、性能要求までしかできない。ここで議論したようなことをJEAC4111の中で取り込んで欲しい。規則に対する民間規格としての位置づけ・役割はまさにそこにある。

#### <(7) 責任と権限のインターフェース>

・QMSの中で重要な部分であることは既に認識していると思うが、規則にないのとGSRで新たに出てきたので記載した。

Q：地方自治体との関係など、外部組織とのインターフェースについてQMSに記載されていないところがあるが？

A (規制庁)：JEAC4111も当初は、規制側に限定していたが、最近はかなり範囲を広げているのでよい。情報の透明化対応が要求事項でもある。外部に対して適正な方法で情報を提供してくださいということ。

C：「顧客」と「外部」で分けていたが「利害関係者」の考え方を取入れたので広がった。

A (規制庁)：適正な情報をオープンにして透明性を高めることを意図して記述したい。現行のJEAC4111では、実質的な活動は既に対応できていると考えており、違和感はないはず。

#### <(8) 試験・検査を行う者の独立の確保の明確化>

・従来から求められている要求であるが、その扱いが「考慮」レベルであるために、判断基準が事業者によって異なるという問題があった。検査・点検に対する要求を明確にしたうえで、事業者検査で何をすべきかを定義し、線を引くことになる。規制要求があいまいだから異なることになる。これを明確にしていくことが大切。

C：民間規格側である程度言わないと。JEAC4209側で明確化するのが良い。

C：使用前検査が使用前事業者検査となる以上は、事業者としても、グレードに応じた検査を行うにしても、使用前事業者検査等のグレードに対する信頼性の確保は必要である。その意味では、追加理由は「①GSR Part2の反映」「③10CFR50\_AppB\_Xの反映」だけでなく、使用前検査が事業者検査となることに対する検査の信頼性確保という意味で

- 「④新検査制度への対応」も理由としてあった方が事業者として納得できる。  
④を入れればJEAC4209と両輪になるのでより良いと思う。

#### <(9)プロセスの監視測定への自己アセスの追加>

- ・これも既にJEAG4121で解説されている。明確にする必要があり、GSRにも自己アセスが入ってきたので今回追加する。検査をもう少ししっかりやって欲しいという意図もある。
- C：QMSで良い結果を出すための自己アセスと、リーダーシップ・安全文化とのセットが大切であり両方が必要だ。
- C（規制庁）：自己アセスの議論は、現場に行くと十分とは言えないし、JEAC4111に概念は入っているものの、要求は入っていないのできちんと理解されていない。ROPでは自己アセスが重要な項目になっている。
  - ・ツールとして使えるものは規則の中に少し記載しようとしているが、それを具体的にどう使うかは民間側や事業者に期待している。
- C：骨組みはあるので肉付けは民間の責任だ。品質目標、パフォーマンス、リーダーシップ、安全文化など自己アセスの概念に含まれるものを異なる方法で取り組むのは良いが認識は一つにしておかねばならない。

#### <(10)内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化>

- ・これはできていると思うが、明確にするものである。過去からの経歴を問うものではなく、現在の状態に対する要求事項と考えてよい。

#### <(11)調達プロセスへの規制機関の立入を可能とする措置の追加>

- ・事業者に対する要求事項であり、「調達要求事項」ではなく「調達プロセスに対する要求事項」である。
- ・ベンダー検査とは別の、事業者の活動に対するフリーアクセスへの対応の一環であり、これをもとに直接規制が事業者の調達先に行くというものではない。

#### <(12)調達プロセスへの一般産業品の管理について追加>

- ・JEAG4121には書かれている。コマーシャルグレード（一般産業品）を扱う場合にもきちんと管理してくださいということである。
- C：実際は難しい。具体的な方法論は民間規格側で考えるというスタンスで良いか。
- C（規制庁）：NRCの基準では第三者機関に任せるとの選択肢もある。
- C：CGD：Commercial Grade Dedicationといって、4項目のうち2項目を満たさないといけないというルールがあるが、米電力会社に言わせるとこれを満たすのはとても難しいので、初めからAppendix Bを適用した方が楽だという。
- C：具体化が問題。アメリカがやっていることを調べることは容易だが、どうやって日本向けの現実的な方法にするかが難しい。
- C：Appendix Bを適用しないで作られたものに対して、事業者がAppendix Bを適用したのと同じことを保証しろということがCGDだ。
- C（規制庁）：コンポーネントとしてはAppendix Bを適用なのだが、部品の中では一般産業品を使っても十分全体として機能することをいかに証明するかということ。Appendix B適用の物を使うことを求めているのではなくて、逆にコマーシャルグレードの物を使ってもいいということだ。実証できればいい。
  - ・具体的に書こうとすると難しいが、グレードに応じてなので、どこかで線が引けるはず。
- C：説明性が重要。現状JEAG4121に書いてあることでは足りない。アメリカは管理が厳密だ。

- C：コマーシャルグレードを組み込んだ製品を発電所に据え付けた後に、CGDをやっていないということで、全部解体して撤去させられたという事例もある。皆それらが身に染みているので注意深く扱わざるをえない。
- C：何が一般産業品だかよくわからない。定義を明確にしなければならない。
- C：例えば、消防車はコマーシャルグレードだが、消防法に準拠して作られた受注生産品だ。受注生産だが一般産業品というのか、扱いが難しい。
- C：重要な製品にちゃんと管理していないものを入れていいのかと言われたときに、説明できるようにしなければならないということだ。これは課題だ。

#### <(13) マネジメントレビューのインプット項目の追加>

- ・これはもともとISO9001の2015年版の売りの部分なのでこれは対応する。ただISOはリスクマネジメントまでは求めていないが、とりあえずISOの内容は織り込む。

#### <(14) プロセスの監視測定の監視の方法に「安全実績指標 (Performance Indicator) の活用」を明確化>

- ・ここでは、PIを活用して取り組むことだけを要求としている。具体的に何をPIとするかは事業者の判断で良い。具体的なPIや、PIを設定する範囲までは記載していない。
  - ・民間側で対応しても構わない。最低限は、それぞれの事業者の保安規定の二次文書の中で具体項目について記載してもらえばよい。
- Q：実際のところ事業者側でPIの設定は初めてだと難しく時間がかかっている。とりあえず最初からすぐに決めておかなければならないのか？
- A（規制庁）：細かい範囲は言っていない。PIを3個しか決めないところもあれば100個決めるところもある。閾値を決めるのが難しいかも知れない。状態監視のように閾値を決められない場合もある。要は設定したPIをどういう風に見るか、どう活用するかだ。自分たちのプラントの状態をPIによってどう監視するかを考えればよい。
- Q：昨年度から保安検査のためのPIを30項目みているが、規制要求はこの30項目のことか？
- A（規制庁）：品証規則とは別に、規制要求は、保安状態を見るためのPI30項目以外に、NRCが使っているような監視領域における閾値を持つPIが14項目ある。この2種類のPIは規制要求として対象になり、年1回の報告を求められることになる。それ以外に事業者が独自にPIを設定・活用することは自由だし、それらは報告の義務はない。30項目と14項目は今後見直す可能性がある。

#### <(15) 安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加>

- ・PPの世界は独立に扱われているので、QMSとの関係性が問われている。セキュリティ側の対策が安全を脅かすような結果、あるいはその逆になることがないように、どう連携をとっていくかが問われている。保安規定から見るとPPであってもQMSは同じはずであり、異なる体系で構築していることは理解しているが、QMSとPPの間での連携の問題である。
- ・会社ごとに状況は異なるので、連携の仕方は異なるが、考えるきっかけにはなる。
- ・先行して規制を実施する可能性もあり、保安規定に変更をかけることになるかもしれない。その際はガイドラインの変更になるかもしれない。

#### <(16) 文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化>

- ・GSR Part2の要求を踏まえ、「実際にマニュアルを使う人がレビューに参画していること」が必要であることを明文化する。

#### <(17) 文書の管理に文書の保護に関する事項を追加>

- ・最近のネットでの情報流出問題等の観点から、電子的な文書をイメージした文書の保護・管理に関する要求事項である。

#### <(18) 文書改訂手続きと入力情報の管理の追加>

- ・文書改定時に入力として使った元ネタの管理を明確にする要求である。
- C : GSR Part2 4.18はJEAC4111の中にもある。設計変更の部分だけこの言葉が入っている。
- Q : 単純な誤記を修正する場合でも最初の文書と同じレベルでの承認が必要か？ そこにグレード分けのような考え方はないのか？
- A : グレード分けは全体にかかっている。
- C (規制庁) : 「誤記」と言っても、単語を変えることで大きく意味が変わってしまうケースもある。
- C : 「誤記」は意味が変わらないもの。もし意味が変わるのであればそれは「技術的変更」と言う。
- C (規制庁) : そのようにきちんと評価していればよいが。検査の判定値を誤記として、現場の担当者の判断で変えることがある。承認されていると、承認者は誤記なのに違う数字で承認していることになる。現場で安易な方向に行く懸念がある。
- C : JEAC4111で誤記と技術的変更を伴う場合を明確に切り分けて記載するのが良い。
- C : 安易に「誤記」としないルール作りが必要かもしれない。

#### <(19) プロセス及び組織変更管理の追加>

- ・ISO9001の2015年版でもこの項目が出ており、今回の重要項目でもある。いずれにしても考えなくてはならない。
- Q : ISOは「レビュー」という言葉を使っているが、ここでは「分析」としているのが気になる。理由は？
- C (規制庁) : GSRの仮訳で「分析」となっているため。

#### <(20) 外部からの要員の確保>

- ・現行の技術基準で明確になっていないので加えた。小さい組織の場合、外部の専門家を活用して要員を確保するということである。
- ・日本ではそれほど問題にならないが、IAEAの場では、自国で要員を確保できない国もあり、海外では重要な要素。
- ・自部門で育成するか、外部の専門機関を活用するか。外部活用の場合は管理をきちんと行う必要がある。

#### (6) JEAC4111次期改定に向けた進め方

副主査より資料No. 3に基づき、技術基準骨子案提示を受けてのJEAC4111次期改定に向けた進め方について説明があった。

主なコメントを以下に記す。

- C (規制庁) : 規則には細かい規定は設けないので、規則通りやろうとした時に悩むような点を民間規格のJEAC4111で補うのがよいのではないか。JEAC4111は、規則より内容を多くし、民間の要求が入ったものである。またJEAG4121を残すのであれば、それでJEAC4111を解説するという形で良いと考える。
- ・JEAC4111をエンドースする場合、規則で書ききれていないところを「民間では具体的にこういう要求だ」という点を明確化すれば、エンドースする意味があるかもしれない。
- C (規制庁) : 語尾の部分のshall, shouldの書き分け方がエンドースという観点では重要である。



- C（規制庁）：JEAC4111は原子力安全のための規程だが、規則では8施設をすべてカバーするようになっている。規則は発電所寄りの記載ではあるが、加工施設や他の使用施設まで広げるとなると、具体的にどうすればよいかわからなくなる。大変だが施設ごとに書き下すという手もある。
- C：8施設に適用できるように拡張するか？ しかし大学の研究所まで想像できない。どう対応するかは今後検討していく。
- C：性能規定「P1a」の部分は、技術基準が条文化されてくれば順に作業が進められるのだが。
- Q：条文化される一歩手前でも良いのだが、これが確定版という内容にほぼ固まるのはいつごろか？ 技術的な内容が固まったものがあれば、我々は作業を進められる。
- C（規制庁）：技術的な内容が固まるのは8月中くらい。ただ規則としてこれが適切かとなるまでには結構時間がかかる。どのタイミングで提示できるかは、技術基盤課と相談する。
- C：できるところから調査・検討を進めつつ、条文が固まるのを待つ。
- C：性能規定「P2」の部分の話も検討する必要がある。ISOの付属書SLによる要求事項強化点が4件、QMS固有の要求事項の強化点が4件ある。この計8件に対してJEAC4111としてどう取り上げるかが課題である。
- ・緩和された要求事項については、検討はするが、あまり変える必要はないと考える。
- C（規制庁）：ISOの付属書SLで明記されるようになったが、JEAC4111で既に織り込み済みの項目があるということも認識していなければならない。
- C：ただ、必ずしも明文化されているかというところでもない。
- C（規制庁）：参考資料で、STEP 7と言ってもたくさんバージョンがあり、微妙に差があるのでそのあたりも考慮して欲しい。
- C：大きく変わっているとは考えていないが、いずれにしても最終版を見て必要箇所を検討する。
- C：ISOから見るとGSRに既に含まれているものがある。知識管理は6章解説に、ヒューマンファクターはIT0として既に入っている。
- C：今回の20項目に重複している部分があるので、いつまでも8項目と言い続ける気はないが、これからの検討項目として紹介した。

#### <今までの議論で全体を通して>

規制庁より、以下のコメントがあった。

- ・今回話した内容は、まだ確定していないところが多いことを承知しておいて欲しい。20項目については何らかの形で反映していく。
- ・コマーシャルグレードのところは考え方を整理するのは大変だが、それ以外のところは今まで意識して検討してきたので、全く新しいものが入ってきたわけではない。ただ実際にやるところでは工夫が必要。検討願う。
- ・今後も情報を提供していく。3月にはパブコメくらいまでもっていきたい。8月末から9月初め頃になると、ある程度固まってきた話ができるようになるかもしれない。お盆明け位にコンタクト願う。

主査より、以下のコメントがあった。

- ・今回初めて規制庁と議論してある程度クリアになってきた。整理できた部分と課題を背負った部分と両方だが、これから皆で検討していく。
- ・あまり変わらないところは今あるベースで進めていって、変わったところを直すというように、並行して作業して行く。
- ・後戻りせぬよう、ロードマップ作りを含めて今日の話も入れてスケジュールリングする。

以上